

↳ 教育資金の一括贈与の非課税

Q : 教育資金の一括贈与の非課税には、1,500万円まで非課税になるものと、500万円まで非課税になるものがあるそうですが、どのようになっているのですか？

A : 学校等に支払うものは1,500万円、学校等以外に支払うものは500万円となります。

【解説】

この制度は、両親や祖父母等から子・孫に教育資金を一括して贈与した場合に、子・孫毎に1,500万円までを非課税(学校等以外の者に支払われる金額は500万円を限度)とするもので、平成25年4月1日からの贈与について適用されています。

1,500万円までの非課税は、学校等に支払われるものが該当し、500万円までの非課税は学校等以外に支払われるものが該当します。

500万円の非課税枠には次のような費用が対象となります。

- ①塾や習い事など、学校等以外の者に支払われる費用
 - ・月謝、謝礼、入会金、参加費などとして支払う費用や、施設使用料。
 - ・教育活動で使用する物品の費用。指導を行う者の名で領収書が出るものに限られます。
- ②①以外に支払われるもの
 - ・教科書、制服、上履き、通学鞆等
 - ・通学定期券代
 - ・留学渡航費、学校等に入学・転入学・編入学するにあたって必要となる転居に伴う交通費

